

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

(「飲食料品」の範囲)

問 1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。

【答】

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。）をいいます（改正法附則 34①一）。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、「飲食料品」には、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限ります。以下「一体資産」といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください。）。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
 - ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
 - ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
 - ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの
- をいい、

・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する酒類を除きます。

※ 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品の譲渡の判定に当たっては、販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達 2）（【制度概要編】問 11《適用税率の判定時期》参照）。

(水の販売)

問8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

(氷の販売)

問9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

なお、例えば、ドライアイスや保冷用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではなく、「食品」に該当しないことから、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

(賞味期限切れの食品の廃棄)

問11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、賞味期限切れの「食品」を廃棄するために譲渡する場合は、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

(お酒の販売)

問12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」から除かれていますので、酒類の販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2①）。

【参考】

○ 酒税法第2条第1項（酒類の定義及び種類）

この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

（「食品」の原材料となる酒類の販売）

問13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

（みりん、料理酒、調味料の販売）

問14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年 7 月改訂】

【答】

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しません。

したがって、酒税法に規定する「みりん」の販売は、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

また、料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの）やみりん風調味料（アルコール分が一度未満のもの）については、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食料品」に該当しますので、その販売は軽減税率の適用対象となります。

（ノンアルコールビール、甘酒の販売）

問15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）。

（炭酸ガスの販売）

問22 当社は、食品添加物の炭酸ガスを仕入れて飲食店等に販売しています。この炭酸ガスは、金属のボンベに充てんされた状態で販売しますが、使用後の空ボンベは、飲食店等から回収し、当社の仕入先に返却しています。この場合、当社の販売する炭酸ガスは、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年 7 月追加】

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、食品衛生法に規定する「添加物」として販売される炭酸ガスは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

なお、ご質問の炭酸ガスが充てんされたボンベは、炭酸ガスの販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものと考えられますので、ボンベについて別途対価を徴している場合を除き、ボンベも含め「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

（注） 炭酸ガスを消費等した後において空のボンベが返却された際に返還することとされている保証金等の取扱いについては、問 30《飲用後に回収される空びん》をご参照ください。

(栄養ドリンクの販売)

問23 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」（以下「医薬品等」といいます。）は、「食品」に該当しません。したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一）。

なお、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

(健康食品、美容食品等の販売)

問24 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

人の飲用又は食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しませんので、「食品」に該当し、また、人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、「食品」に該当しますので、それらの販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

(飲食料品を販売する際に使用される容器)

問25 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」という。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、当該包装材料等も含め軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」に該当します（改正法附則 34①一、軽減通達 3）（「一体資産」の詳細については、IV「一体資産」の適用税率の判定をご参照ください。）。

(飲用後に回収される空びん)

問30 当社は、ガラスびん入りの清涼飲料を飲食店等に卸しており、販売に当たっては、顧客から「容器保証金（容器等の返却を担保するために預かる保証金）」を預かることなく、全体を軽減税率の適用対象として販売しています。

ところで、当社では、飲用後の空びんを飲食店等から回収し、「びん代」を飲食店等に支払っていますが、この「びん代」は、軽減税率の適用対象となりますか。

また、当社では、飲食店等から回収した空びんを、当社の仕入先である飲料メーカーに返却していますが、当社は、仕入れの際、飲料メーカーに「容器保証金」を支払っていますので、返却の際は、支払った「容器保証金」が返還されます。この「容器保証金」はどのような取扱いになりますか。【令和元年7月追加】

【答】

飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

ご質問の場合、飲食店等に対して清涼飲料を販売する際に使用するガラスびんは、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるため、清涼飲料の販売は、ガラスびんも含めて「飲食料品の譲渡」として軽減税率の適用対象となります。

他方、飲用後の空びんを回収する際に飲食店等に支払う「びん代」は、飲食店等から受けた「飲食料品の譲渡」の対価ではなく、「空びんの譲渡」の対価であることから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、この場合、「びん代」を売上げに係る対価の返還等として処理することも差し支えありません。

また、容器等込みで飲料を仕入れる際に支払い、飲料を消費等した後に空の容器等を返却したときに返還を受けることとされているいわゆる「容器保証金」は、消費税の課税対象外であり、課税仕入れに該当しません（基通5-2-6）。

このため、ご質問の飲料メーカーに空びんを返却する際に返還される「容器保証金」も、資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外となります。

(参考) 「容器保証金」について、容器等が返却されないことにより返還しないこととなった保証金等の取扱いは、次によることとされています（基通5-2-6）。

- ・ 当事者間においてその容器等の譲渡の対価として処理することとしている場合、資産の譲渡等の対価に該当します。
- ・ 当事者間において損害賠償金として処理することとしている場合、その損害賠償金は資産の譲渡等の対価に該当しません。

※ 上記のいずれによるかは、当事者間で授受する請求書、領収書その他の書類で明らかにするものとされています。

(自動販売機)

問33 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に該当することとされています（改正法附則 34①一、軽減通達 6）。

(通信販売)

問34 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34 ①一）。

【参考】

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、平成 31 年 4 月 1 日前にその販売価格の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、令和元年 10 月 1 日前に申込みを受け、提示した条件に従って令和元年 10 月 1 日以後に行われる商品の販売については、通信販売に係る経過措置が設けられています。が、「飲食料品の譲渡」には、この経過措置は適用されず、軽減税率が適用されます。

消費税と地方消費税を合わせた税率は 8 %ですが、令和元年 9 月 30 日までの税率は、消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%で合計 8 %、令和元年 10 月 1 日以後に適用される軽減税率は消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%で合計 8 %です。

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問39 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一）。

(販売奨励金)

問42 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。【令和元年7月改訂】

【答】

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します（基通12-1-2）。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します（基通14-1-2）。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります（改正法附則34②）。

したがって、その売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

（参考）「販売奨励金」という名目でやり取りが行われるものであっても、例えば、「販路拡大」などの役務の提供の対価として支払う（受け取る）ものは、軽減税率の適用対象となりません。

したがって、「飲食料品の譲渡」に伴いやり取りされる「販売奨励金」やいわゆる「リベート」などは、その目的や性質等によって「売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等」であるのか、あるいは「役務の提供の対価」として支払う（受け取る）ものであるのかを整理し、適用税率を判定する必要があります。この点、取引当事者間でこれらの認識を共有する必要がありますので、例えば、契約書等により、あらかじめ明らかにしておくといった対応が考えられます。

(自動販売機の手数料)

問43 当社は、清涼飲料の自動販売機を設置しており、飲料メーカーから、この自動販売機による清涼飲料の販売数量等に応じて計算された販売手数料を受領しています。この販売手数料は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年7月追加】

【答】

ご質問のような販売手数料は、自動販売機の設定等に係る対価として支払いを受けるものであるため、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当することから、軽減税率の適用対象となりません。

Ⅲ 外食の範囲

(立食形式の飲食店)

問64 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。また、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ又はこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であってもこれらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、「飲食設備」に該当します（改正法附則 34①ーイ、軽減通達 8）。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供は、「食事の提供」に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

Ⅳ 「一体資産」の適用税率の判定

(特定の飲食料品を購入した際にレジで配付される販促品)

問90 当社は、小売店を経営しています。当社では、販売促進の一環として、キャンペーン期間中、陳列棚に「この陳列棚にあるおにぎりのうちどれか 1 種類を購入したお客様にはレジでステッカーをお渡しします」といった掲示等を行い、対象のおにぎりを購入する顧客に対し、レジで販促品のステッカーを配付することがありますが、このような商品は、「一体資産」に該当しますか。なお、ステッカーは非売品であり、3 種類の中からどれか一つを無作為に店員が選んで配付することとしています。また、キャンペーン期間外であってもおにぎりの価格は変わりません。【令和元年 7 月追加】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、）をいいます（改正法附則 34①、改正令附則 2ー）。

ここでいう「あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの」とは、物理的に一体である必要はなく、例えば、「特定の食品の販売に際し、特定の販促品を配付する」旨を陳列棚に表示した上で、レジでその販促品を引き渡すようなものも含まれます。このため、このような方法で販売する商品について、一の資産に係る価格のみが提示されているものは「一体資産」に該当することとなります。

この点、ご質問の場合は、複数の食品や販促品の中から、顧客や事業者が任意に又は無作為に選択するものであり、「あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの」ではないため、「一体資産」に該当せず、一括譲渡に該当することから、個々の資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていなければ、それぞれの資産の価額に基づき合理的にあん分する必要があります。

また、ご質問の場合、ステッカーが非売品であり、また、ステッカーなしでもおにぎりの価格が変わらないことから、ステッカーの対価を求めていないと認められますので、ステッカーの売価を 0 円として合理的に区分されたものと考えられるため、全体が軽減税率の適用対象となります。

(1万円以下の判定単位)

問91 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売業者に卸売販売しています。販売に際しては、100 個単位で販売しており、販売価格を100,000 円(税抜き)としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000 円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。【平成30年1月追加】

【答】

軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額(税抜き)が10,000 円以下かどうかは、セット商品1個当たりの販売価格で判定することとなります。

したがって、ご質問のセット商品1個当たりの税抜き販売価格は、1,000 円(100,000 円÷100 個)となりますので、一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)は、10,000 円以下となります。

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合)

問92 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格1,000 円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。
仕入価格(税込み): 紅茶 450 円、ティーカップ 200 円

【答】

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているもの)は、次のいずれの要件も満たす場合、その全体が軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、改正令附則2)。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

②の割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えないとされています(軽減通達5)。

イ その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合

ロ その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

ご質問の商品は、次のとおりロに示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価	一体資産の譲渡の原価	一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合
450 円	／ 650 円	＝ 69.2% ≥ 3 分の 2 (66. 666…%)

したがって、ご質問の商品は、食品と食品以外の資産をセット商品として 1,000 円という価格のみを提示して販売していることから、一体資産に該当し、その対価の額が 1 万円以下であり、かつ、食品に係る部分の価額の占める割合が 3 分の 2 以上のものとなりますので、その販売は、全体が軽減税率の適用対象となります。

（食品と酒類のセット販売時の一括値引）

問93 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成 30 年 11 月改訂】

【答】

「一体資産」とは、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（一の資産に係る価格のみが提示されているものに限ります。）をいいます。

ご質問のように、ビールと惣菜をそれぞれ別々の商品として販売している場合に、これらの商品を組み合わせて、一括で値引きを行って販売するときは、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないことから、「一体資産」に該当しません（改正法附則 34①、改正令附則 2 一、軽減通達 4）。

なお、一括して値引きを行った場合のそれぞれの値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等によりあん分するなど合理的に算出することとなります（軽減通達 15）。

また、惣菜（食品）の販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となりますが、酒税法に規定する酒類であるビールの販売は、軽減税率の適用対象となりません（問 12《お酒の販売》参照）。

（参考）例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、これら同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引額控除後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達 15）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(食品と食品以外の資産の仕入に共通して要した付随費用)

問94 当社は、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,500 円で販売しようと考えています。この商品には、それぞれの仕入価格のほか、紅茶とティーカップの仕入に共通して要した付随費用（配送料等）があります。

軽減税率の適用対象となる「一体資産」は、「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること」が要件とされていますが、このセット商品の食品の割合はどのように計算するのですか。【令和元年 7 月追加】

【答】

一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えないとされています（軽減通達 5）。

イ その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合

ロ その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

したがって、ご質問のセット商品における食品に係る部分の価額の占める割合を、それぞれの原価（上記ロの方法）により計算する場合、例えば、

- ・ 商品の仕入価格のみで計算する方法
- ・ 商品の仕入価格とそれぞれの商品の仕入に要するものとしてあん分した付随費用との合計額で割合を計算する方法

のいずれかの方法で計算することができます。

なお、例えば、食品と食品以外の資産の仕入に共通して要した付随費用を食品の原価にのみ加算して計算することや、付随費用のみで計算することは、合理的であるとはいえませんのでご注意ください。

(注) 食品の仕入にのみ付随費用を要した場合には、食品の原価にのみ付随費用を加算して計算して差し支えありません。

(一体資産に含まれる食品に係る部分の割合の売価による判定)

問95 当社では、税抜価格 500 円で販売しているティーカップに、当社が栽培したハーブを原料とした自家製ハーブティーをパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,500 円で販売しようと考えています。

当社は、ハーブティーを単品で販売していないため売価を設定していませんが、セット商品の価格からティーカップの売価を控除した後の金額をハーブティーの売価とすることで「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること」の判定を行うことはできますか。【令和元年7月追加】

【答】

一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合は、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であればこれによって差し支えないとされています（軽減通達5）。

イ その一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合

ロ その一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

ご質問のセット商品は、ハーブティーが単品で販売されていないため、原則として、それぞれの商品の原価(上記ロの方法)により計算していただくことが合理的であるといえます。

ただし、ご質問のように、セット商品の売価から実際に販売されている商品の価格（ご質問の場合はティーカップ 500 円）を控除した後の残額をハーブティーの売価とすることにより合理的に計算できる場合には、それによっても差し支えありません。

したがって、ご質問のセット商品について、ご質問の方法により計算した場合、次のとおり食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当しますので、軽減税率の適用対象となります。

○ ハーブティーの売価とする金額

一体資産の譲渡の売価	ティーカップの売価	ハーブティーの売価とする金額
1,500 円	－ 500 円	= 1,000 円

○ 一体資産の譲渡の売価のうち、食品の占める割合

ハーブティーの売価とする金額	一体資産の譲渡の売価	一体資産の譲渡の売価のうち、食品の占める割合
1,000 円	／ 1,500 円	= 66. 666…% ≥ 3分の2 (66. 666…%)

(合理的な割合が不明な小売事業者等)

問96 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】

ご質問のように、小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問103 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。

【答】

現行の仕入税額控除制度（請求書等保存方式）においても、保存すべき請求書等には課税資産の譲渡等の内容の記載が必要となっています。

区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等には、

- ① 課税資産の譲渡等（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）に係る資産又は役務の内容
- ② 当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨

が記載されていなければなりません（改正法附則 34②）。

したがって、課税資産の譲渡等の内容については、その内容が軽減対象資産であるか、それ以外の資産であるかが明確になるよう、現行の請求書等と同様に、基本的には、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ただし、取引当事者間で当該資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められています（軽減通達 18）。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問104 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

令和元年10月から、当社が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当社が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。

【平成28年11月改訂】

八百〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
(10%対象 ¥330)		記載事項㊷
(8%対象 ¥1,080)		
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

記載事項㊵

※ 枠囲みの事項が令和元年10月から追加された記載事項に該当します。

【答】

ご質問のような事情がある場合に交付される当該レシートは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として認められます。

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②)。

- ㊵ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊶ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊷ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ㊸ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ㊹ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつては、㊦の記載事項は必要ありません（消法30㉑一）。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」との記載）の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

ご質問のレシートは、小売業者が発行するもので、前述の①、②を含め、請求書等の記載事項である㊦から㊨の事項を満たしていますので、当該レシートの交付を受けた事業者における区分記載請求書等保存方式の請求書等に該当することとなります。

課税事業者である小売業者も、ご質問のようなレジを導入している場合には、同様に取り扱われます。

（注） 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30㉑、消令49㉑一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34㉑）。

※ 以下のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されていると言えませんので、一般的には記載事項を満たしていないこととなりますのでご注意ください。

該当しない例

〇〇精肉店		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥500
部門02※	1	¥980
部門03	1	¥1500
合 計		¥2,980
(10%対象		¥1,500)
(8%対象		¥1,480)
お預り		¥3,000
お 釣		¥20
※印は軽減税率対象商品		

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問105 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※（※は軽減対象資産の譲渡等）」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。

【平成 28 年 11 月改訂】

【答】

請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています（消法 30⑨一口）。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、令和元年 10 月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます（改正法附則 34②）。

また、例えば、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、ご質問の「11/1～11/30 野菜※」といったように、11 月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

（参考） 「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」の記載例

- ・ 青果店・・・野菜、果実、青果
- ・ 魚介類の卸売業者・・・魚類、乾物
- ・ 一般の事業者の文房具類の購入・・・文房具

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問106 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月から、当店が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②）。

㊦ 書類の作成者の氏名又は名称

㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日

㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）

㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法30⑦、消令49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）。

したがって、ご質問の場合、事業者との取引が3万円未満の少額な取引のみということで、取引の相手方である事業者が、仕入税額控除を適用するためには、従前同様、請求書の保存の必要はありません。

しかしながら、取引先の経理処理の関係上、取引内容等について軽減対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることもあると考えられますので、このようなことも踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完、又は別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

(レシートに係る記載内容)

問107 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
資産の譲渡等の内容	業務用コーラ	1 ￥10,800
	業務用ギュウニク	1 ￥10,800
	業務用清掃セット	1 ￥21,600
	合 計	¥43,200
	(内消費税等)	¥3,200
	お預り	¥50,000
	お 釣	¥6,800

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。改正法附則34②）。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、令和元年10月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する必要があります。

(注) 1 レシート(領収書等)についても請求書等に含まれます。

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領収書		
業務用コーラ	※ 1	¥10,800
業務用ギューズ	※ 1	¥10,800
業務用清掃セット	1	¥22,000
合計		¥43,600
(10%対象)		¥22,000
(8%対象)		¥21,600
(内消費税等)		¥3,600
お預り		¥50,000
お釣		¥6,400
※印は軽減税率対象商品		

記載事項① → (10%対象) (8%対象) (内消費税等)

記載事項② → (10%対象) (8%対象)

2 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問108 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしています。記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」が追加されます(改正法附則34②)。

「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」については、ご質問のように、

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）に係る消費税額等のいずれも記載があれば、記載事項としての要件を満たします。

【記載例】

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	税抜金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円

合計	税抜金額	消費税額
10%対象	80,000円	8,000円
8%対象	40,000円	3,200円

※印は軽減税率対象商品

△△商事㈱

（参考） 仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（消法 30⑨二）。

仕入明細書の記載事項についても、「軽減対象課税仕入れである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」が追加されますが、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」については、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません（改正法附則 34②）。

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問109 当社は、発行するレシートについて、令和5年10月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。

【平成28年11月改訂】

【答】

区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項は、それぞれ次のとおりとなっており、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したレジシステムへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分記載請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。当該登録番号の発行の申請は、令和3年10月から申請の受付が開始されます。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価格については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価格の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書等の記載事項の比較 (改正法附則34②、新消法57の4①)

区分記載請求書等※1 (令和元年10月～令和5年9月)	適格請求書等※2 (令和5年10月～)
① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した税込価格 ⑤ 区分記載請求書等の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ※1 区分記載請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる(消法30⑨一)。	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨) ④ 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額及び適用税率 ⑤ 消費税額等 ⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称 ※2 適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等(適格簡易請求書)を交付することができる(新消法57の4②)。 ① 適格請求書等の記載事項①～③の事項 ② 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額 ③ 消費税額等又は適用税率

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問110 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

資産の譲渡等の内容	請求書		
	(株)〇〇御中		XX年11月30日
	11月分 125,600円(税込)		
	日付	品名	金額
	11/1	米	5,400円
	11/1	牛肉	10,800円
	11/2	キッチンペーパー	2,160円
	⋮	⋮	⋮
	合計		125,600円
	△△商事(株)		

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴社の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、令和元年10月からは区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載する必要があります。

請求書		
（株）〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
11 月分 131,200 円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	米 ※	5,400 円
11/1	牛肉 ※	10,800 円
11/2	キッチンペーパー	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200 円
10%対象		88,000 円
8%対象		43,200 円
※軽減税率対象		△△商事（株）

記載事項①

記載事項②

（注） 3 万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます（消法 30⑦、消令 49①一）。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります（改正法附則 34②）。

（参考） 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問 14 をご参照ください。

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問III 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ	1 ￥10,800
業務用ゲーム機	1 ￥10,800
業務用清掃セット	1 ￥21,600
合 計	¥43,200
お預り	¥50,000
お 釣	¥6,800

資産の譲渡等の内容 →

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ㊦ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㊧ 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ㊨ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)

- ㊩ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ㊪ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店の対応としては、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していたため、令和元年10月からは、軽減対象資産の譲渡等を行った場合には、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要です(改正法附則34②)。

なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用ギューザ	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合 計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
お預り	¥50,000
お 釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項①

記載事項②

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができます(消法30⑦、消令49①一)。この際、帳簿には、これまでの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(商品の全てが軽減税率の適用対象である場合)

問112 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の適用対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成28年11月改訂】

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」が明らかにされている必要があります。

この点については、請求書等を発行する事業者の方々もご留意いただく必要があります。

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問113 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成30年1月追加】【平成30年11月改訂】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 86,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400円
11/3	花瓶	4,320円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円
△△商事(株)		

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な記載事項として「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)の記載があれば、結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

したがって、令和元年10月から貴社が発行する請求書の記載事項に変更はありません。

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問114 令和元年10月から、当店が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の適用対象となる食料品と標準税率の適用対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成28年11月改訂】

【答】

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、現行の請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則34②)。

したがって、ご質問のように税率ごとに請求書を分けて、交付することは差し支えありませんが、この場合であっても、仕入税額控除の要件を満たすためには、軽減税率の対象となる商品に係る請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載が必要となります。

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて交付する場合の記載例】

○ 軽減税率適用対象分

請求書		
(軽減税率対象)		
㈱〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事(株)		

○ 軽減税率適用対象分以外

請求書		
㈱〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事(株)		

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問115 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成30年1月追加】

仕入明細書		
㈱〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		125,600円

【答】

現行の請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します(消法30⑨二)。

これは、区分記載請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(これまでの仕入明細書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ㉠ 書類の作成者の氏名又は名称
- ㉡ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ㉢ 課税仕入れを行った年月日
- ㉣ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ㉤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額(税込価格)

したがって、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、これまでの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」を追加で記載した上で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があります。

率 8 % と軽減税率 8 % では、その内訳が異なります。

このため、貴店の令和元年 10 月分の請求書の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、上記㊦（税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額）の記載に当たり、標準税率 10 % と軽減税率 8 % を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率 8 % の対象商品についても、例えば、次の記載例のように、当該商品を区分して合計する必要があります。

【同一請求書内で、令和元年 9 月 30 日までの取引と令和元年 10 月 1 日からの取引を区分して発行する場合の記載例】

請求書		
株式会社〇〇御中		2019年10月31日
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
①	9月分 小計	32,400円
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
③	10月分 小計	10%対象 66,000円 8%対象 43,200円
合計		141,600円
④ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる令和元年 9 月 30 日までの取引については、課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の合計額を記載
- ② 令和元年 10 月 1 日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ③ 令和元年 10 月 1 日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ④ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【令和元年9月30日までの取引に係る請求書と令和元年10月1日からの取引に係る請求書を分けて発行する場合の記載例】

請求書		
㈱〇〇御中		2019年10月31日
① 9月分 32,400円(税込) (9/16~9/30)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		32,400円
△△商事(株)		

請求書		
㈱〇〇御中		2019年10月31日
② 10月分 109,200円(税込) (10/1~10/15)		
日付	品名	金額
10/1	③ 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	③ 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		109,200円
④ 10%対象		66,000円
8%対象		43,200円
⑤ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる令和元年9月30日までの取引に係る請求書を発行
- ② 新税率の適用対象となる令和元年10月1日からの取引に係る請求書を発行
- ③ 令和元年10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ④ 令和元年10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ⑤ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(一括値引がある場合のレシートの記載)

問118 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。

令和元年10月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成30年11月改訂】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の対価の額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考)

顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（軽減通達15）（問93《食品と酒類のセット販売時の一括値引》参照）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨 3,300 円 (税込み)、牛肉 2,160 円 (税込み) を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
牛肉 ※		¥2,160
雑貨		¥3,300
小計		¥5,460
割引		¥1,000
合計		¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696)	
	(8%対象 ¥1,764)	
※印は軽減税率対象商品		

① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象 : $1,000 \times 3,300 / 5,460 \div 604$

8%対象 : $1,000 \times 2,160 / 5,460 \div 396$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

10%対象 : $3,300 - 604 = 2,696$

8%対象 : $2,160 - 396 = 1,764$

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
牛肉 ※		¥2,160
雑貨		¥3,300
小計		¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300)	
	(8%対象 ¥2,160)	
割引		¥1,000
②	(10%対象 ¥604)	
	(8%対象 ¥396)	
合計		¥4,460
※印は軽減税率対象商品		

① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

10%対象 : $1,000 \times 3,300 / 5,460 \div 604$

8%対象 : $1,000 \times 2,160 / 5,460 \div 396$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$\left[\begin{array}{l} 10\% \text{対象 : } 3,300 - 604 = 2,696 \\ 8\% \text{対象 : } 2,160 - 396 = 1,764 \end{array} \right]$$

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

問119 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当し、取引先の仕入れに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等を行った事業者については、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則 34②、改正令附則 8 ①）。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者については、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則 34②、改正令附則 7）。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります（消法 38②、58、消令 58、71、改正令附則 8 ②、消規 27、改正省令附則 11）。

① 売上げに係る対価の返還等

- ・ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨
- ・ 税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

- ・ 仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

したがって、貴社及び取引先は、それぞれ、上記①又は②の事項を帳簿に記載し、税率ごとに区分した販売奨励金に係る消費税額を計算する必要があります。

このようなことを踏まえ、請求書等の記載についての対応をご検討ください。

(参考) 税率ごとの販売奨励金の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
109,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
小計		131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
販売奨励金(10月分)		△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
合計		109,400円
※印は軽減税率対象商品		(株)〇〇物産

① 税率ごとに合計した課税資産の譲渡の等の対価の額(税込み)を記載

② 税率ごとの販売奨励金の額を記載

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

問120 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿への「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに「10%」や「8%」の税率が記載されている場合のほか、例えば、軽減税率の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示する場合も「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①（取引ごとの請求書）】

請求書			請求書		
㈱〇〇御中		XX年11月1日	㈱〇〇御中		XX年11月2日
7,600円(税込)			13,530円(税込)		
日付	品名	金額	日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/2	牛肉 ※	10,800円
11/1	キッチンペーパー	2,200円	11/2	しょうゆ※	1,080円
合計		7,600円	11/2	割り箸	550円
10%対象		2,200円	11/2	ティッシュ	1,100円
8%対象		5,400円	合計		13,530円
※は軽減税率対象品目		△△商事(株)	10%対象		1,650円
			8%対象		11,880円
			※は軽減税率対象品目		(株)〇〇物産

総勘定元帳 (仕入) (注) 税込経理			
XX 年		摘要	借方
月	日		
11	1	△△商事(株) 雑貨	2,200
11	1	△△商事(株) ※食料品 ①	5,400
11	2	(株)〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	(株)〇〇物産 ※食料品 ①	11,880
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(参考) 帳簿への資産の内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例②（一定期間分の取引をまとめた請求書）】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目		
株〇〇物産		

総勘定元帳		(仕入)	(注) 税込経理
XX 年		摘要	借方
月	日		
11	30	株〇〇物産 雑貨 (11 月分)	88,000
11	30	株〇〇物産 ※食料品 (11 月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮
② (※:軽減税率対象品目)			

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。